# 〇内閣府令第二十七号

地 域 再生法の一 部を改正する法律 (平成三十年法律第三十八号) の施行に伴い、 並びに地域再生法 ( 平成

第十七条の二第三項第二号、

第十七条の七第一

項、

第二項第七号及び

第

年法律第二十四号)第十六条、

八号、 第六項並びに第十三項並びに第十七条の十三第六項の規定に基づき、 並びに同法を実施するため、 地

域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

成三十年六月一日

平

内閣総理大臣 安倍 晋三

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地 域再生法施行規則 (平成十七年内閣府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次 の表により、 改正前欄 に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定 ( 以 下 「対象規定」という。) は、 その標記部分が 同一の ものは当該 対象規定を改正後欄 に 掲げ るもの

のように改め、 その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として

移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

する商店街活性化促進区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千	五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域をいう。次条第一号イ及び第二十九条において同じ。)及び準地方活力向上地域(法第上地域(同号イに規定する地方活力向上地域をいう。次条第一項第七十分)	五.	再生支援貸付事業(同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以 、事業主体(同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域 、	添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 添えいう。以下同じ。)は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を いう。定の申請をしようとする地方公共団体(同項に規定する地方公共団体を 定の一条 地域再生法(以下「法」という。)第五条第一項の規定により認 第一条(地域再生計画の認定の申請)	改 正 後
[号を加える。]	図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図イ及び第二十九条において同じ。) のおおむねの区域を表示した地形上地域(同号に規定する地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号上地域(同号に規定する地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号	「同上」 「同上」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「同上」 「同上」 「同じ。)を実施しようとする者をいう。)の特定の状況	再生支援貸付事業(同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以、、事業主体(同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域四 法第五条第四項第三号又は第十三号の事項を記載している場合には[一~三 同上]	添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。いう。以下同じ。)は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を定の申請をしようとする地方公共団体(同項に規定する地方公共団体を一条 地域再生法(以下「法」という。)第五条第一項の規定により認(地域再生計画の認定の申請)	改正前

分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五

千分の一以上の概況図

図書

かにした縮尺五千分の一以上の概況図 以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明ら号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一号において単に「集落生活圏」という。)のおおむねの区域及び同号において単に「集落生活圏」という。)のおおむねの区域及び同

面積及び実施期間を説明した資料地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行に係る区域内にある土地、第五条第四項第八号に規定する事業のおおむねの区域が、国のロ 法第五条第四項第八号に規定する事業のおおむねの区域が、国の

五千分の一以上の概況図千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五九 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号に規定

[号を削る。]

十 法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、次に掲げ

る図書

明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況をイ 法第五条第四項第十一号に規定する事業のおおむねの区域を表示

ロ 法第五条第四項第十一号に規定する事業のおおむねの区域が、

玉

出 法第五条第四項第六号の事項を記載している場合には、次に掲げる

図書

かにした縮尺五千分の一以上の概況図以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明ら号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一号において単に「集落生活圏」という。)のおおむねの区域及び同号において単に「集落生活圏」という。)のおおむねの区域及び同

面積及び実施期間を説明した資料地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土法第五条第四項第六号に規定する事業のおおむねの区域が、国の

口

五千分の一以上の概況図千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五八 法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、同号に規定

九 削 除

十 法第五条第四項第九号の事項を記載している場合には、次に掲げる

図書

らかにした縮尺五千分の一以上の概況図た縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明イ、法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域を表示し

ロ 法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域が、国の

行面積及び実施期間を説明した資料土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある

規定により作成されている構造改革特別区域計画十一 法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の

十二 法第五条第四項第十三号の事項を記載している場合には、同号の

規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画十三 法第五条第四項第十四号の事項を記載している場合には、同号の

[十四~十六 略]

掲げる図書を添付するよう努めるものとする。 2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に

[一・二 略]

| 対産(法第五条第四項第十五号に規定する補助金等交付財産をいう。| 対条第一項第十七号の事項を記載している場合には、補助金等交付

項第十七号において同じ。)の所在を表示した図面

(地域再生計画の記載事項)

次条第

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるも

のとする。

□ ← 五 略]

六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合

イ [略]

の区分に応じ、

それぞれ次に定める事項

地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土

面積及び実施期間を説明した資料

十一 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号の規

定により作成されている構造改革特別区域計画

十二 法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号の

規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画十三 法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の

[十四~十六 同上]

掲げる図書を添付するよう努めるものとする。 2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に

[一・二 同上]

財産(法第五条第四項第十三号に規定する補助金等交付財産をいう。三 次条第一項第十六号の事項を記載している場合には、補助金等交付

次条第一項第十六号において同じ。)の所在を表示した図面

(地域再生計画の記載事項)

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるも

のとする。

[一~五 同上]

の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 、 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合

イ [同上]

口 条第 る公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 第 進 及び当該事業を実施する者の名称 送法人 法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、 一号及び第四十四条において同じ。 項第 (同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。 一号イ、 ロ又はハに掲げる事業の種別、 )又は第七条第二項に規定す 当該事業の内容 第七条第一項 地域再生推 同

### 「ハ・ニ 略]

の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度力向上地域等特定業務施設整備事業の実施による地域における就業ロー地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活

又は経済基盤の強化に資する程度事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出人 法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する人

[号を加える。

### [ハ・ニ 同上]

会の創出又は経済基盤の強化に資する程度向上地域特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の機口 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力

[号を加える。]

|| 法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する

、 いけいとう ほこうじょ 気になる地域における就業の機会の創出事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出

、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

る事業の内容並びに当該事業の実施による地域における持続可能な公十一 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定す

る生涯活躍のまち形成事業の内容十二 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定す

共交通網の形成及び物資の流通の

確保に資する程度

[号を削る。]

する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称十三 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、同号に規定

の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度 規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業 画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当 画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当 とは、前条第一項

環境の整備に資する程度
-五 法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四連・1000年の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称をでによる地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活等十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基準による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活等十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基準での整備に資する程度

十六 法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、前条第一項

事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出

経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度事業の内容並びに当該事業の実施による地域における持続可能な公共、法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する、

生涯活躍のまち形成事業の内容 - 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する

十 一 削除

る事業の内容及び当該事業を実施する者の名称 十二 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定す

十三 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三 法第五条第四項第十号の非正記載されている法第五条第四項第十号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十四 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項 中国 法第五条第四項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基 実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活 東施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活 環境の整備に資する程度

十五 法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項

第百七十九号)第二条第一 進基本計画の名称及び当該地域経済牽引事業促進基本計画を作成した 方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事 補助金等交付財産を所管する府省の名称、 付財産の名称、 よる地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度 法第五条第四項第十四号に規定する事業の内容及び当該事業の実施に 者の名称並びに当該地域経済牽引事業促進基本計画に記載されている 第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される地域経済牽引事業促 、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 法第五条第四項第十五号の事項を記載する場合には、 現行の用途、 項に規定する補助金等をいう。 補助金等交付財産に充てられた補助金等 補助金等交付財産の処分の (昭和三十年法律 )及び当該 補助金等交

略

2 \ 4 略

(法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業等)

第七条 る特定政策課題の解決に資する事業であって、次に掲げるものとする。 法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業は、 地域におけ

[略]

う。 地域再生拠点 の形成を図るために行う次に掲げる事業であって株式会社によ (法第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点をい

イ・

口

略

行われるもの

略

2

十六 方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事 補助金等交付財産を所管する府省の名称、 第百七十九号) 付財産の名称、 よる地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度 法第五条第四項第十二号に規定する事業の内容及び当該事業の実施に 者の名称並びに当該地域経済牽引事業促進基本計画に記載されている 進基本計画の名称及び当該地域経済牽引事業促進基本計画を作成した 第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される地域経済牽引事業促 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、 第二条第一項に規定する補助金等をいう。)及び当該 現行の用途、 補助金等交付財産に充てられた補助金等 補助金等交付財産の処分の (昭和三十年法律 補助金等交

項

十七 [同上]

2 { 4 同上

(法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業等)

第七条 る特定政策課題の解決に資する事業であって、 法第五条第四項第四号ロの内閣府令で定める事業は、 次に掲げるものとする。 地域におけ

同上

う。 り行われるもの 地域再生拠点 )の形成を図るために行う次に掲げる事業であって株式会社によ (法第五条第四項第六号に規定する地域再生拠点をい

「イ・ロ 同上

2 [同上]

(法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設)

業務施設」という。)は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するも第八条 法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設(以下「特定

のとする。

事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの 事務所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う

「イ~ホ 略」

- 11 开参析であって、他方舌力可上也或等寺官養務施设整備事業を守う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの二 研究所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う
- 事業者による人材育成において重要な役割を担うもの三 研修所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う

(法第十六条の内閣府令で定める要件)

第二十三条 法第十六条の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとす

1

る。

一 [略]

交付を受けた会社にあっては、常時雇用する従業員の数が次のいずれ二 同一の認定地域再生計画に関して既に第二十六条第四項の確認書の

にも該当するものであること。

認された常時雇用する従業員の数以上の数を維持していること。イ 第二十六条第四項の確認書の交付のうち、初回の交付において確

みの期間を定めた場合にあっては払込みがあった日)をいう。第二口 基準日(第二十六条第一項に規定する株式の払込みの期日(払込

〈法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設〉

業務施設」という。) は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するも第八条 法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設(以下「特定

| 事務所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事

業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

のとする。

[イ〜ホ 同上]

業者による研究開発において重要な役割を担うもの二 研究所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事

業者による人材育成において重要な役割を担うもの三の一般がであって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事

5,

第二十三条 法第十六条の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとす

(法第十六条の内閣府令で定める要件)

る。

一[同上]

[号を加える。]

十六条第二項第一号二において同じ。)の属する事業年度の前事業十六条第二項第一号二において同じ。)の属する事業として営む者である場合にあっては一人)以上る事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人)以上る事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人)以上の事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人)以上の事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人)以上の事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人)以上の事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人)以上の事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人)以上の事業を主たる事業として営む者である場合にあっては一人)以上の事業を主において同じ。)の属する事業年度の前事業とは、この限りでない。

会第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。) であるこでいる法第五条第四項第四号ロに規定する事業を専ら行う会社(第七年でいる法第五条第四項第四号ロに規定する事業を専ら行う会社(第七年の認定地域再生計画に関して第二十六条第四項の確認書の交付三

社のうち、次のいずれにも該当するものであること。四一中小企業基本法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会

### イ [略]

事業年度が終了していない場合は、この限りでない。 対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、設立後最初の 基準事業年度における損益計算書の営業利益の額の売上高の額に

を専ら行うものを除く。)であること。する事業を専ら行う株式会社(第七条第一項第二号イに規定する事業認定地域再生計画に記載されている法第五条第四項第四号ロに規定

るものであること。
号に掲げる中小企業者に該当する会社のうち、次のいずれにも該当す三 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各

### イ [同上]

네 체 페

略

八 [略] 略

[号を削る。

[略]

[号を削る。

(認定地方公共団体による会社の要件の確認)

第二十四条 のとした場合における当該要件とする。)に該当することについて、認 第一項に規定する株式の払込みの期日(払込みの期間を定めた場合にあ うとする会社は、 っては、払込みがあった日)」とあるのは「次項の申請の日」であるも 前条各号に掲げる要件(同条第二号ロ中「第二十六条 法第十六条の規定による確認に係る株式を発行しよ

定地方公共団体の確認を受けることができる。

設立された場合は、この限りでない。

兀 [同上]

六 五 [同上]

七 同上

同上

八 社であること。 資に関する契約 その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投 定する払込みを除く。 明治三十二年法律第四十八号)第三百四十一条ノ八第二項第六号に規 よることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法( 年法律第百二十八号) 個人からの金銭の払込み(商法等の一部を改正する法律(平成十三 (以下「株式投資契約」という。) を締結する株式会 以下同じ。)を受けて新株を発行するときに、 附則第七条第一項の規定によりなお従前の例に

九 けようとする株式会社であること。 五項の有効期間が満了していないものがない場合において、 当該認定地域再生計画に係る次条第七項の特定会社であって同条第 確認を受

(認定地方公共団体の確認に係る手続等

第二十四条 [項を加える。]

2 る申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。 前項の確認に係る株式を発行しようとする会社は、別記様式第八によ

3 前項の申請書には 次に掲げる書類を添付するものとする。

## 定款及び登記事項証明書

年度末の財産目録又はこれに準ずるもの に設立された会社にあっては、その設立時における財産目録 準事業年度」という。)に係る貸借対照表、損益計算書及び当該事業 申請の日の属する事業年度の前事業年度 (申請の日の属する事業年度 (以下この条において 基

三 和四十年大蔵省令第十二号)第三十四条第二項に規定する別表二の写 確定申告書をいう。以下同じ。)に添付された法人税法施行規則 基準事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する (設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。 (昭

### 兀 略

五. 常時雇用する従業員数を証する書類 (既に第二十六条第四項の確認

書の交付を受けた会社にあっては、 基準事業年度末に係るものを含む

ては、 基準事業年度末に係るものを含む。

六

組織図

(既に 第

十六条第四

|項の確認書の交付を受けた会社にあっ

七 前条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

八 前各号に掲げるもののほか、 参考となる書類

4認定地方公共団体は、 第二項の規定による提出を受けたときは、その

[項を加える。]

該株式会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提 確認を受けようとする会社は、 別記様式第八による申請書に、 当

出しなければならない。

定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

株式会社にあっては、その設立時における財産目録 目録又はこれに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に設立された 基準事業年度の貸借対照表、 損益計算書及び当該事業年度末の財産

三 最初の事業年度を経過している場合に限る。) 蔵省令第十二号) 確定申告書をいう。)に添付された法人税法施行規則 基準事業年度の確定申告書(法人税法第二条第三十一号に規定する 第三十四条第二項に規定する別表二の写し (昭和四十年大 (設立後

兀 同上

Ŧī. 常時雇用する従業員数を証する書類

六 組織図

七 前条第 一号から第八号までに掲げる要件に該当する旨の別記様式第

九による宣言書

2 認定地方公共団体は、 前各号に掲げるもののほか、 前項の規定による提出を受けたときは、 その他参考となる事項を記載し 前項の た書類

する。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合	
10 認定地方公共団体は、確認をした場合には、その旨を公示するものと	[項を削る。]
知するものとする。	
記様式第十二により当該確認を受けていた特定会社に対してその旨を通	
9 認定地方公共団体は、前項の規定により確認を取り消したときは、別	[項を削る。]
確認を取り消すことができる。	
その他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その	
8 認定地方公共団体は、第二項の確認を受けた特定会社について、偽り	[項を削る。]
届け出なければならない。	
の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を認定地方公共団体に	
いう。)は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類	
7 第三項の規定により確認書の交付を受けた会社(以下「特定会社」と	[項を削る。]
前項の規定にかかわらず終了するものとする。	
6 前項の有効期間は、確認に係る特定地域再生事業が終了したときは、	[項を削る。]
とする。	
の日から起算して三年を超えない範囲内において有効期間を付するもの	
5 認定地方公共団体は、第三項の規定による確認書の交付に際し、確認	[項を削る。]
に対して、別記様式第十一によりその旨を通知するものとする。	項の会社に対して、別記様式第十によりその旨を通知するものとする。
4 認定地方公共団体は、確認をしないこととしたときは、第一項の会社	5   認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第二
て、別記様式第十による確認書を交付するものとする。	
3 認定地方公共団体は、前項の確認をしたときは、第一項の会社に対し	[項を削る。]
	のとする。
行うものとする。	者である同項の会社に対して、別記様式第九による確認書を交付するも
申請書を受理した日から、原則として一月以内に、確認に関する処分を	内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請

書の交付を受けた会社の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項を 認定地方公共団体は、第四項の確認書を交付したときは、同項の確認

一認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、第四項の確認書のインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

とができる。
交付を受けた会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めるこ

第二十五条 削除

も、同様とする。

のとする。 の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するも 1 認定地方公共団体は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示

必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。12 認定地方公共団体は、必要があると認めるときは、特定会社に対し、

(報告書の提出時期及び手続)

告書を提出するものとする。
に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式第十三による実施状況報第二十五条 特定会社は、事業年度終了後一月以内に、認定地方公共団体

- 一 前年度の確認に係る特定地域再生事業の実施状況
- 二 前年度の収支決算
- 三 株式投資契約その他の資金の調達に関する実績
- 地域再生事業を適切に実施していると認めるときは、特定会社に対して2 認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、確認に係る特定
- を証する書面を交付するものとする。、別記様式第十四による当該事業を適切に実施していると認定したこと
- 3 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して
- 、別記様式第十五によりその旨及びその理由を通知するものとする。

# (認定地方公共団体による株式の払込みの確認)

第二十六条 [項を削る。]

(特定会社に係る株式の払込みの確認等)

て、認定地方公共団体に提出するものとする。 
の金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達にの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約その他の資金の調達に第二十六条 [①] 特定会社は、その発行する株式を取得する個人から第二十六条 [①] 特定会社は、その発行する株式を取得する個人から

- 一 当該特定会社がその設立の日以後十年を経過していないこと。
- の数以上の数を維持していること。 二 常時雇用する従業員の数が、確認の日における常時雇用する従業員
- 三 常時雇用する従業員の数が、当該締結日の属する事業年度の直前の三 常時雇用する従業員の数が、当該締結日の属する事業年度の直前の三 常時雇用する従業員の数が、当該締結日の属する事業年度の直前の三 常時雇用する従業員の数が、当該締結日の属する事業年度の直前の

[項を削る。

[項を削る。]

個人及び当該期日又は当該期間ごと)に、別記様式第十一による申請書する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、発行する株式を払込みにより取得した個人ごと(当該会社が、その発行[①] 法第十六条の規定による確認に係る株式を発行した会社は、その

を認定地方公共団体に提出するものとする。

- 当該民法組合等の組合契約書の写し
- の総数の引受けを行う契約を証する書面十九条第一項に規定する募集株式に限る。)の引受けの申込み又はそ十六号)第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九二 当該民法組合等が取得した当該株式(会社法(平成十七年法律第八
- 認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、確認に係る特定地域再である旨を誓約する書面である旨を誓約する書面である旨を誓約する書面に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約によって成立するもの別記様式第十八による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項
- 認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、特定会社に対して と事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、特定会社に対 認定したことを証する書面を交付するものとする。認定地方公共団体は、第一項の報告書に関し、確認に係る特定地域再

[項を削る。]

二十一による申請書一通を認定地方公共団体の長に提出するものとする 場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと)に、別記様式第 会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた 会社が、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと(当該特定 を対した場合には、当該書面の交付をした特定

2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付するものとする。

当該会社が第二十三条各号に掲げる要件に該当することを証する書

類として次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

口 立された会社にあっては、その設立時における財産目録 の財産目録又はこれに準ずるもの 基準事業年度に係る貸借対照表、 (申請の日の属する事業年度に設 損益計算書及び当該事業年度末

四条第二項に規定する別表二の写し している場合に限る。 基準事業年度の確定申告書に添付された法人税法施行規則第三十 (設立後最初の事業年度を経過

= 基準日における株主名簿

ホ を受けた会社にあっては、 常時雇用する従業員数を証する書類 基準事業年度末に係るものを含む。 (既に第四項の確認書の交付

準事業年度末に係るものを含む。 組織図 (既に第四項の確認書の交付を受けた会社にあっては、 基

 $\vdash$ 第二十三条各号に掲げる要件に該当する旨の宣言書

イからトまでに掲げるもののほか、

参考となる書類

前項の会社により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得

したことを証する書類として次に掲げる書類

定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、 取締役の決

口 当該個人が取得した当該株式 第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十 (会社法 (平成十七年法律第八十六

> 7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

---第二十四条第三項の規定により交付を受けた確認書の写し

があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、 取締役の決定

の総数の引受けを行う契約を証する書面九条第一項に規定する募集株式に限る。)の引受けの申込み又はそ

払込みがあったことを証する書面 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による

株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資 銭の払込み に関する契約を締結した契約書の写し 払込みを除く。 された新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法 二年法律第四十八号) 十八号) 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、 附則第七条第 (商法等の一部を改正する法律 以下同じ。)を受けて株式を発行するときに、その 第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する 項の規定によりなお従前の例によることと (平成十三年法律第百) 個人からの金 (明治三十

ホ イからこまでに掲げるもののほか、参考となる書類

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

[号を削る。]

(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合3 第一項の会社により発行される株式を同項の個人が民法組合等(民法

設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限善当該個人が取得した当該株式(会社法第五十八条第一項に規定する

三

る。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書

面

込みがあったことを証する書面 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払

知 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、株式投資契約を

締結した契約書の写し

前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

[項を加える。]

する。

は、当該会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとは、当該会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものと合をいう。以下この項において同じ。)を通じて取得した場合にあって合をいう。以下この項において同じ。)を通じて取得した場合にあっては、当該会社は、前項の書類のほか、次に掲げる書類を添付するものといいます。

- 一 当該民法組合等の組合契約書の写し
- する書面
  式に限る。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株二 当該民法組合等が取得した当該株式(会社法第五十八条第一項に規
- である旨を誓約する書面条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものに規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三三 別記様式第十二による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項
- その理由を通知するものとする。 項の会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第十四によりその旨及び写 認定地方公共団体は、前項の確認をしないときは、申請者である第一
- 項の確認書の交付を受けた会社の名称、代表者の氏名その他必要と認め認書の交付をしたときは、当該認定地域再生計画を特定し得る事項、同6 認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画に係る初回の第四項の確
- 十二による確認書を交付するものとする。申請者である同項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、
- その旨及びその理由を通知するものとする。 第六項の特定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第二十三により | 認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である

[項を加える。]

のとする。る事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するも

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定に係る手続等)

[一 四 略]

2 [略]

対しては別記様式第十八による認定通知書をそれぞれ交付するものとすに対しては別記様式第十七による認定通知書を、拡充型事業を行う者に3 認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者

4 [略]

る

及びその理由を通知するものとする。型事業又は拡充型事業を行う者に対して、別記様式第十九によりその旨を認定都道府県知事は、第二項の認定をしないこととしたときは、移転

略

6

(実施期間

、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定に係る手続等)

第二十八条 法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとす第二十八条 法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は別記様式第二十五による申請書に、次に掲げる事業(以下「移転型これらを認定都道府県知事(同項に規定する認定都道府県知事をいう。)を行おうとする者は別記様式第二十四による申請書にこれらを認定都道府県知事(同項に規定する認定都道府県知事をいう。)と行おうとする者は別記様式第二十四による申請書による個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業(以下「移転型第二十八条 法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとす

[一~四 同上]

2 同上

4 [同上]

旨及びその理由を通知するものとする。型事業又は拡充型事業を行う者に対して、別記様式第二十八によりその認定都道府県知事は、第二項の認定をしないこととしたときは、移転

6 [同上]

(実施期間

の日から五年以内とする。ただし、認定地域再生計画の計画期間を超え第三十条 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施期間は、認定

てはならない。

(特定業務施設において常時雇用する従業員)

に掲げるものとする。 第三十一条 法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業地方活力向上地域等特定業務施設を含む。) にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数(移工条の二第一項第一号に規定する地域(第三十三条第二号及び第三十七条の二第一項第一号に規定する地域(第三十三条第二号及び第三十七条の二第一項第一号に規定する地域(第三十三条第二号及び第三十七条の二第一項第一号に規定する地域(第三十三条第二号及び第三十三条第一項第一号に規定する地域(第三十三条第二号及び第三十三条第三十三条第二号及び第三十三条第二号及び第三十三条第二号。

務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業二 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業

(特定業務施設において常時雇用する従業員の数)

る場合には、二人とする

ヨいら丘戸以内にする。 こごし、忍官也或再上十回の十回明引を召えて第三十条 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施期間は、認定の

日から五年以内とする。ただし、認定地域再生計画の計画期間を超えて

はならない。

(特定業務施設において常時雇用する従業員)

第三十一条 法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次

に掲げるものとする。

施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務

(特定業務施設において常時雇用する従業員の数)

場合には、五人とする。 
場合には、五人とする。

(特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件)

第三十三条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次

に掲げるものとする。

業年度に、 要件を満たすこと。ただし、 から当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。 部分の数を控除した数) 都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える 業員の数 員の数の減少が見込まれる場合にあっては、当該減少が見込まれる従 備計画の実施期間 たに雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所 又は前号の特定業務施設を事業の用に供する日の属する年若しくは事 移転型事業を行おうとする場合にあっては、 (その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の 特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業 (以下この号において単に を限度として同号の特定業務施設において新 認定地方活力向上地域等特定業務施設整 「実施期間」 次に掲げるいずれかの という。

(特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件)

第三十三条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次

に掲げるものとする。

ら当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。 に雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所 部分の数を控除した数) 都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、 業員の数 員の数の減少が見込まれる場合にあっては、 施期間に、 あること。ただし、 定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者で おいて増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特 移転型事業を行おうとする場合にあっては、 (その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の 特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画 を限度として当該特定業務施設において新た 当該減少が見込まれる従 前号の特定業務施設に その超える 「 の 実

[号の細分を加える。]

カ

?ら当該特定業務施設に転勤させる者であること

れる常時雇用する従業員の過半数が特定集中地域にある他の事業所

当該実施期間に前号の特定業務施設において増加させると見込ま

分の一以上が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の四、一、一、当該実施期間に同号の特定業務施設に転勤させる者であって、かつ、当該実施期間に同号の特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する。 前号の特定業務施設を事業の用に供する日の属する年又は事業年

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請)

法第十七条の二第四項の規定により地方活力向上地域等特定

に転勤させる者であること。

第三十四条

者は別記様式第二十一による申請書を、認定都道府県知事に提出しなけ転型事業を行う者は別記様式第二十による申請書を、拡充型事業を行う

ればならない。

業務施設整備計画の変更の認定を受けようとする認定事業者のうち、

移

第三十四条

ている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載してし、第二号に掲げる書類については、既に認定都道府県知事に提出され2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただ

一 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施状況を記載した書

当該書類の添付を省略することができる。

二

類

3 [略]

(認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の取消し)

[号の細分を加える。]

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請)

法第十七条の二第四項の規定により地方活力向上地域特定業

型事業を行う者は別記様式第二十九による申請書を、拡充型事業を行う務施設整備計画の変更の認定を受けようとする認定事業者のうち、移転

者は別記様式第三十による申請書を、認定都道府県知事に提出しなけれ型事業を行う者は別記様式第二十九による申請書を、拡充型事業を行う

ばならない。

当該書類の添付を省略することができる。
ている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載してし、第二号に掲げる書類については、既に認定都道府県知事に提出され2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただ

| 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施状況を記載した書類

二[同上]

3

[同上]

(認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の取消し)

第三十五条 その旨及びその理由を通知するものとする。 定を取り消したときは、 認定都道府県知事は、 認定事業者に対して、 法第十七条の二第六項の規定により認 別記様式第二十二により

### (実施状況の報告)

第三十六条 年度終了後一月以内に、 実施期間の各事業年度における実施状況について、 認定都道府県知事に報告しなければならない。 認定事業者は、 拡充型事業を行った者については別記様式第二十四により 移転型事業を行った者については別記様式第二 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の 原則として当該事業

2 場合にあっては、 ことを証する書類を含む。 定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員である せた常時雇用する従業員であることを証する書類 に雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤さ る書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新た 前 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特 項の実施状況報告書には、 認定地方活力向上 を添付しなければならない 特定業務施設の整備を行ったことを証す 地域等特定業務施設整備計画に従っ (移転型事業を行った

# (特定業務施設における従業員の要件)

第三十七条 る。 法第十七条の五の内閣府令で定める者は、 次に掲げる者とす

認定事業者が、 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設 認定地方 /活力向· 地域等特定業務施設整備計画 従

> 第三十五条 定を取り消したときは、 認定都道府県知事は、 認定事業者に対して、 法第十七条の二第六項の規定により認 別記様式第三十一により

その旨及びその理由を通知するものとする。

### (実施状況の報告)

第三十六条 二により、 認定都道府県知事に報告しなければならない 度終了後一月以内に、 施期間の各事業年度における実施状況について、 認定事業者は、 拡充型事業を行った者については別記様式第三十三により、 移転型事業を行った者については別記様式第三十 地方活力向上地域特定業務施設整備計 原則として当該事業年 画 の実

2 中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であること 場合にあっては、 に雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤さ る書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新た を証する書類を含む。 せた常時雇用する従業員であることを証する書類 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集 前項の実施状況報告書には、 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って )を添付しなければならない 特定業務施設の整備を行ったことを証す (移転型事業を行った

(特定業務施設における従業員の要件)

る。

第三十七条 法第十七条の五の内閣府令で定める者は、 次に掲げる者とす

認定事業者が、 認定地方活力向上地

|域特定業務施設整備

計画

従

地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設にお

において新たに雇い入れた常時雇用する者

)第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者(前号に該当すにおいて新たに雇い入れた雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設二 認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従

に他の事業所から転勤させた常時雇用する者って、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設三 認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従

る者を除く。

規定する一般被保険者(前号に該当する者を除く。)に他の事業所から転勤させた雇用保険法第六十条の二第一項第一号にって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設四。認定事業者が、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従

(地域来訪者等利便増進活動計画の認定に係る手続)

)の長に提出しなければならない。 町村(法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。 る地域来訪者等利便増進活動実施団体をいう。以下同じ。)は、別記様 る地域来訪者等利便増進活動実施団体(法第五条第四項第六号に規定す 第三十八条 法第十七条の七第一項の規定により認定の申請をしようとす

- 定款及び登記事項証明書
- 算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計

いて新たに雇い入れた常時雇用する者

の事業所から転勤させた常時雇用する者て、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他三 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従っ

する一般被保険者(前号に該当する者を除く。)の事業所から転勤させた雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定て、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他四一認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従っ

[条を加える。]

の利用その他の認定市町村が適切と認める方法により行うものとする。 (地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村の公報への掲載、インターネット第四十一条 法第十七条の七第六項の規定による公告は、地域来訪者等利前の事業年度における損益の状況とする。	を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直案の十条 法第十七条の七第二項第八号の内閣府令で定める事項は、地域第四十条 法第十七条の七第二項第八号の内閣府令で定める事項は、地域が で 医分したけれたたち	(資金計画の記載事項)  (資金計画の記載事項)  (資金計画の記載事項)	四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類三 法第十七条の七第五項の同意を得たことを証する書類にあっては、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)日の属する事業年度に設立された地域来訪者等利便増進活動実施団体
[条を加える。]	[条を加える。]	[条を加える。]	

第四十四条 第四十三条 第四十二条 業計画をいう。以下この条において同じ。 事業計画 次に掲げるものとする。 次に掲げるものとする。 記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、 おうとする地域再生推進法人は、 (法第十七条の十三第六項の内閣府令で定める軽微な変更) (法第十七条の七第十三項の内閣府令で定める軽微な変更) (生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案) に支障がないものとして条例で定める軽微な変更 を伴わない変更 口 イ 前号に掲げるもののほか、 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲 前二号に掲げるもののほか、 資金計画の変更であって、 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更 減少による変更 総受益事業者の負担することとなる負担金の額の百分の十以内の 収入金又は支出金の額の百分の十以内の増加又は減少による変更 法第十七条の七第十三項の内閣府令で定める軽微な変更は、 (法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事 法第十七条の十三第六項の内閣府令で定める軽微な変更は、 法第十七条の二十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成 次に掲げるもの 商店街活性化促進事業計画の趣旨の変更 その名称及び主たる事務所の所在地を 地域来訪者等利便増進活動計画の実施 )の作成又は変更の提案を行 四の変更 認定市 第三十八条 [条を加える。] [条を加える。] 業計画 とする地域再生推進法人は、 画をいう。以下この条において同じ。)の作成又は変更の提案を行おう した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、 (生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案) (法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計 法第十七条の十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事 その名称及び主たる事務所の所在地を記載 認定市町村

町村に提出しなければならない。	(法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。) に提出しなけ
	ればならない。
第四十五条  [略]	第三十九条 [同上]
備考   表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く	く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第八中「確認申請書」の前に「地域再生法施行規則第24条第2頃に係る」を加え、 「長の氏名

「会社所在地

を「堀」に、 「会社の名称及び代表者の氏名

「地域再生法第16条」

を

を 伙 往 公

に

「地域再生法施行規則第24条第1項」に改め、 代表者の氏名 「、地域再生法施行規則第2 

4 条第1項の規定に基づき、下記のとおり」を耐り、 「します」の次に「。 なな、 関係する認定地域再生計

会社

画及び当該認定地域再生計画に記載されている特定地域再生事業は下記のとおりです」や云々、 2 北が

の名称及び代表者の氏名

る事業所の所在地

関係する認定地域再生計画を特定し得る事項 に、

を

2 会社が行う特定地域再生事業の内容

(備考) 用紙の大

注

氏名の記載

 $\omega$ 

排 業

の具体的内容 を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

や「注 1. 関係する認定地域再生計画を特

きさは、日本工業規格A列4番とすること。

定し得る事項には、認定地域再生計画の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください

。」に改める。

別記様式第九を削る。

別記様式第十を次のように改め、同様式を別記様式第九とする。

### 地域再生法施行規則第24条第4項に係る確認書

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長 印

年 月 日付けの下記の確認申請について、地域再生法施行規則第24条第4項の規 定に基づき確認します。

記

- 1. 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
- 2. 会社が行う特定地域再生事業の内容
- 3. 地域再生法施行規則第23条第1号から第4号までに該当すること。
  - (1) 設立年月日

年 月 日

- (2)業種
- (3) 資本金額

万円

- (4) 前事業年度における営業利益の額の売上高に対する割合 %
- (5) 常時雇用する従業員の数

人

- (6) 1. の認定地域再生計画に関して地域再生法施行規則第26条第4項の確認書の交付を受けた会社が他になく、2. の特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること
- 4. 地域再生法施行規則第23条第5号から第8号までに該当すること。
  - 第5号 外部資本が1/6以上であること
  - 第6号 未上場会社であること
  - 第7号 大規模会社の子会社でないこと
  - 第8号 風俗営業等を行っていないこと
- 注 必要に応じて、以下の事項も本確認書に追記するようにしてください。

- (1) この確認が行われたことについては、○○○(地方公共団体名)及び内閣府 のホームページにおいて公表される場合があります。
- (2) 株式の払込みの期日において地域再生法施行規則第23条各号に掲げる要件 に該当しないとき又は偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが 判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納してください。
- (3) この確認は、○○○(地方公共団体名)として、投資家に対して投資に係る 利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してくださ い。

別記様式第十一中「別記様式第11」を「別記様式第10」に、 「地域再生法第16条に規定する確認を

京

や「地域再生法施行規則第24条第5項に係る確認を」以、 「会社の名称及び代表者の氏名 戮」 を 外

7

社所在地

**社** 

に、 「長の氏名」を「長」に、 「地域再生法第16条に規定する確認の」や「地

域再生法施行規則第24条第1項に規定する確認の」以、 「第24条第4項」を「第24条第5項」に改め

注及び備考を削り、同様式を別記様式第十とする。

別記様式第十二から別記様式第二十までを削る。

別記様式第二十一を次のように改め、 同様式を別記様式第十一とする。

### 地域再生法第16条に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 印

地域再生法第16条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第26条第 1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 会社要件に関する事項
  - (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
  - (2) 会社が行う特定地域再生事業の内容
- 2. 株式の払込みに関する事項
  - (1) 個人の氏名及び住所
  - (2) 払込期日(又は設立の日) 年 月 日

株

- (3) 取得株式数
- (4) 払込金額 1株 円
- (5) 払込金額の総額 円
- 注1 本申請書は、払込みを行った個人ごとに1通申請してください。
- 注2 1. (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画 の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

### 地域再生法第16条に係る確認申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長 殿

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 印

地域再生法第16条の規定に係る確認を受けたいので、地域再生法施行規則第26条第 1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 会社要件に関する事項
  - (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
  - (2) 会社が行う特定地域再生事業の内容
- 2. 株式の払込みに関する事項
  - (1) 個人の氏名及び住所

民法組合等の名称及び所在地

当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地

出資価額割合 %

(2) 払込期日(又は成立の日) 年 月 日

(3) 取得株式数 株

民法組合等の取得株式数株

(4) 払込金額 1株 円

(5) 払込金額の総額 円

民法組合等の払込金額の総額 円

- 注1 本申請書は、払込みを行った個人ごとに1通申請してください。
- 注2 1. (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項には、認定地域再生計画 の名称等当該認定地域再生計画を特定し得る事項を記載してください。

### 民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 殿

組合所在地

組合名

代表者の氏名 印

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

1. 組合契約の種類の別

当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

2. 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等

氏名 (名称)

住所 (所在地)

3. 上記の者の出資価額割合

### 地域再生法第16条に係る確認書

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長

钔

年 月 日付けの下記の確認申請について、地域再生法第16条及び地域再生法施行規則第26条第4項の規定に基づき確認します。

記

- 1. 会社に関する事項
  - (1) 関係する認定地域再生計画を特定し得る事項
  - (2) 会社が行う特定地域再生事業の内容
  - (3) 地域再生法施行規則第23条第1号から第4号までに該当すること。

(イ) 設立年月日

年 月 日

- (口)業種
- (ハ) 資本金額

万円

- (二)前事業年度における営業利益の額の売上高に対する割合 %
- (ホ) 常時雇用する従業員の数

人

- (へ) (1) の認定地域再生計画に関して地域再生法施行規則第26条第4項の確認書の交付を受けた会社が他になく、(2) の特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること
- (4) 地域再生法施行規則第23条第5号から第8号までに該当すること。
- 第5号 外部資本が1/6以上であること
- 第6号 未上場会社であること
- 第7号 大規模会社の子会社でないこと
- 第8号 風俗営業等を行っていないこと
- 2. 株式の払込みに関する事項
  - (1) 個人の氏名及び住所
  - (2)払込期日(又は成立の日) 年 月 日
  - (3) 取得株式数 株
  - (4) 払込金額 1株 円
  - (5) 払込金額の総額 円

別記様式第二十三中「別記様式第23」を「別記様式第14」に、 「地域再生法施行規則第26条第9項

### 「会社所在地

を「地域再生法第16条」に、 「会社の名称及び代表者の氏名 戮」 を **AK** 往 名

に

 $\overset{\smile}{\sim}$ 地域再生法施行規則第2 「長の氏名」を「堀」に、 を 「に窓の齧謖の」に改め、 6条第5項の規定に基づき」 「地域再生法施行規則第26 「同条第9項の規定に基づき同条第8項の」 を加え、 条第6項」を 注及び備考を削り、 「地域再生法第16 を削り、 同様式を別記様式第十四 「のは」の下に 光に、 [2] L

計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、 忌記様式第二十四中「別記様式第24」や「別記様式第15」以、「地方活力向上地域特定業務施設整備 同様式を別記様式第十五とする。

計画」や「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」 別記様式第二十五中 「別記様式第2 \_ ე を 「別記様式第16」 に改め、 に、 同様式を別記様式第十六とする。 「地方活力向上地域特定業務施設整備

別記様式第二十六中「別記様式第2 6 を 「別記様式第17」 に、 「地方活力向上地域特定業務施設整備

計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、 同様式を別記様式第十七とする。

別記様式第二十七中「別記様式第27」を「別記様式第18」に、 「地方活力向上地域特定業務施設整備

計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、 同様式を別記様式第十八とする。

別記様式第二十八中 「別記様式第2  $\infty$ を 「別記様式第19」 以、 「地方活力向上地域特定業務施設整備

「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」 に改め、 同様式を別記様式第十九とする。

別 記様式第二十九中 「別記様式第29」 を 「別記様式第20」 に、 「地方活力向上地域特定業務施設整備

計画」や「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」 に改め、 同様式を別記様式第二十とする。

画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、 同様式を別記様式第二十一とする。

別 品類式第三十一中「別記様式第31」や「別記様式第22」以、「地方活力向上地域特定業務施設整備

計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、 同様式を別記様式第二十二とする。

別 記様式第三十二中 「別記様式第32」 を 「別記様式第23」 に、 「地方活力向上地域特定業務施設整備

計画」や「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」 に改め、 同様式を別記様式第二十三とする。

忌記様式第三十三中「別記様式第33」や「別記様式第24」以、「地方活力向上地域特定業務施設整備

同様式を別記様式第二十四とし、同様式の

次に別記様式第二十五として次の一様式を加える。

計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」以改め、

### 地域来訪者等利便增進活動計画認定申請書

年 月 日

### 認定市町村の長 殿

地域来訪者等利便増進活動実施団体の名称及び代表者の氏名 印 地域再生法第17条の7第1項の規定に基づき、地域来訪者等利便増進活動計画につい て認定を申請します。

### 地域来訪者等利便增進活動計画

- 1 地域来訪者等利便増進活動を実施する区域
- 2 地域来訪者等利便増進活動の目標
- 3 地域来訪者等利便増進活動の内容
- 4 地域来訪者等利便増進活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度
- 5 前号の利益を受ける事業者の範囲
- 6 計画期間
- 7 資金計画
- 8 地域来訪者等利便増進活動実施団体が地域来訪者等利便増進活動以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び申請の日の属する直前の事業年度における損益の状況

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

### 附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 地域再生法の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法によ
- て「旧府令」という。)第二十三条及び第二十四条第一項から第五項までの規定は、 なおその効力を有す

る改正前の地域再生法第十六条の規定に基づくこの府令による改正前の地域再生法施行規則

(次項におい

る。

- 3 旧府令第二十四条第三項の確認書の交付を受けた会社 (同条第五項の有効期間が満了していない場合に
- 限る。)については、同条第六項から第十二項まで、第二十五条及び第二十六条の規定並びに別記様式第
- 十二から第二十三までに規定する様式は、なおその効力を有する。